



EUコーポレート・サステナビリティ・ デューデリジェンス指令 (CSDDD) 適用への備え

—先行事例を踏まえた日本企業のデューデリジェンス実務のポイント—
(2025年2月26日公表のオムニバス法案対応)



目次

はじめに	3
1 CSDDDの発効とそのインパクト	4
2 CSDDDの適用対象企業	5
3 CSDDDが企業に求めている義務	9
4 CSDDDの適用への備え	14
おわりに	25



はじめに

本資料は、欧州連合（以下「EU」）にて発効した、包括的な人権および環境に関するデューデリジェンスを規定するCSDDD（詳細は後述）について概説したものです。このCSDDDは、日本法ではないことや、規定内容が目新しいうえに、適用開始まで時間もあることから、各企業の担当者（サステナビリティ関連事業部、経営企画部または海外事業部などを想定）にとって、縁遠く感じていたり、対応方針・方法の検討に際して戸惑ったりしている方もいると考えられます。そこで、まずは自社への影響の可能性を考えていただくため、適用対象となる日本企業の分析から始め、類似の先行事例としてのバッテリーDD（詳細は後述）における対応アプローチや課題を含め、極力図示も多用しつつ説明しています。法令遵守は企業経営の存立基盤であるため、本資料が、グローバル、特に欧州領域で活躍する日本企業の皆様の参考となり、ますますの発展に貢献できることを望んでおります。

なお、2025年2月26日には、欧州委員会からCSDDDやCSRD（コーポレート・サステナビリティ報告指令）などの簡素化を目指したオムニバス法案が公表されています¹。ただ、この法案の成立が確実になったという訳ではなく、また、CSDDDの枠組み自体に対して大きな影響を及ぼすものではないため、本資料では、既に発効したCSDDDを前提として解説するとともに、オムニバス法案が与える影響については、適宜、個別の論点で触れ、また、末尾にCSDDDに関するオムニバス法案の概要を付すこととしています。また、本文に記載のない限り、本資料は、2025年2月末日の情報をもとにしています。

¹ https://commission.europa.eu/news/commission-proposes-cut-red-tape-and-simplify-business-environment-2025-02-26_en



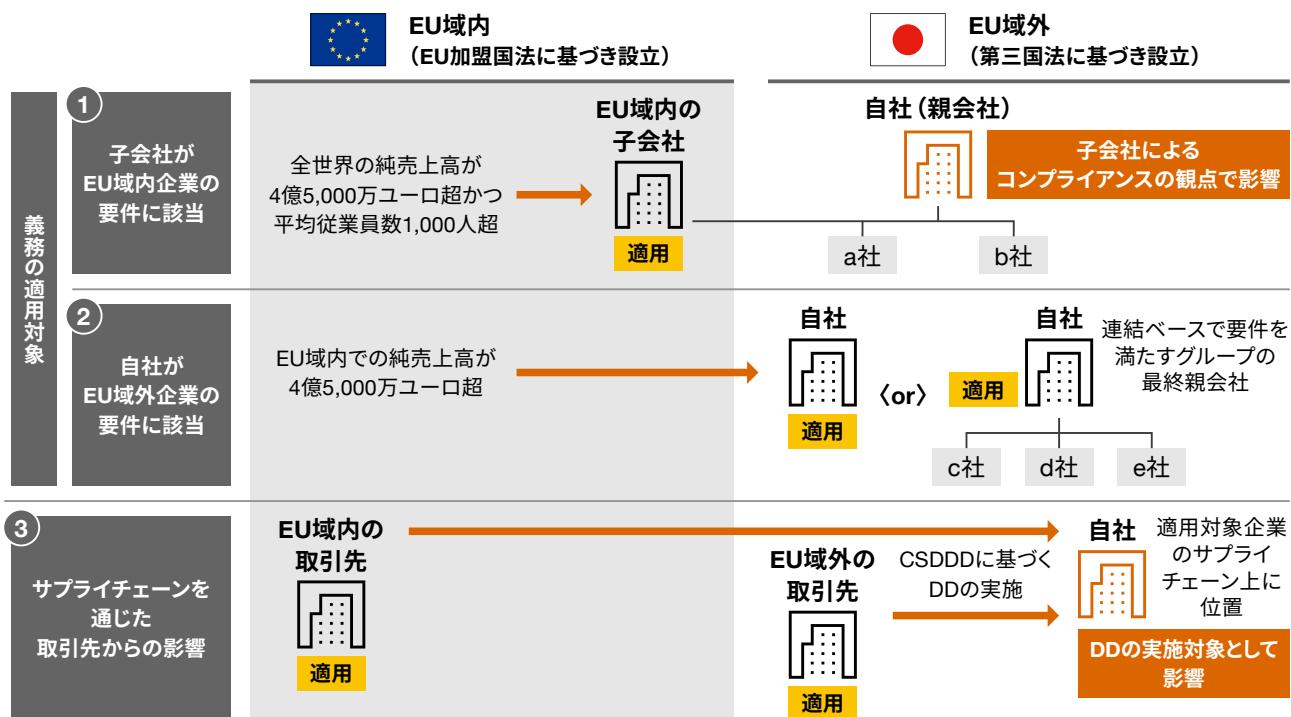
1

CSDDDの発効とそのインパクト

2024年7月25日、EUのコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive (以下「CSDDD」)) (Directive 2024/1760) が発効した。CSDDDは一定の売上高などの要件を充足する対象企業に、自社事業だけでなく、一部の例外を除き、取引先を含めたバリューチェーン全体を対象として、人権および環境デューデリジェンスを義務付けている²。これまで電池や森林など個別の分野についてデューデリジェンスを課すEUの法規範は存在したが、CSDDDは、バリューチェーン全体を対象とする点で、これまでの規制に比べ、大きなインパクトを企業に与えるものである。

日本企業に与える影響も当然大きい（図表1）。CSDDDは、後述するとおり、EU企業だけでなく、日本企業を含む非EU企業も適用対象としている。つまり、一定の要件はあるものの日本企業のEUにおける子会社だけでなく、日本企業自体にも適用されることになる。また、適用対象にならなくともデューデリジェンスの対象として間接的に影響を受ける企業もある。本指令は、EU加盟国において国内法化を経て、2027年7月³から企業の売上や規模などに応じて順次適用が開始される予定である。CSDDDが求めるデューデリジェンスの対象の広さや企業に与えるインパクトを考慮すると、早期に自社グループへの適用可能性を検討するとともに義務を履行するための体制づくりを開始する必要がある。

図表1：CSDDDによる日本企業への影響



※上記は代表的に想定される要件を示したものであり、全てを網羅するものではない。

要件の詳細は「2 CSDDDの適用対象企業」参照。

出所：PwC作成

2 オムニバス法案においては、デューデリジェンスの前提となる事業のマッピングについては、バリューチェーン全体とするものの、詳細なリスク評価の対象は原則として直接の取引先に限定され、人権・環境リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合のみ間接的の取引先も対象とされている。

3 オムニバス法案は、適用開始を2028年7月からとしている。



2

CSDDDの適用対象企業

最初にとるべき対応は、自社がCSDDDの適用対象となるか否かをチェックすることである。CSDDDの適用対象企業の基準は、図表2のとおりである。EU域内企業、EU域外企業それぞれについて企業の売上高、従業員数、ロイヤルティなどの基準が設定されている⁴。2022年におけるCSDDDの当初案では、EU域内企業の適用対象要件は、売上高基準1億5,000万ユーロ超、従業員基準500人超であったが、採択直前に修正され、売上高基準が4億5,000万ユーロ超（約720億円⁵）で、従業員基準が1,000人超となったため、適用対象企業数は大きく減少することになった（図表2の左欄

の適用対象企業a.を参照）。なお、欧州委員会は、採択後のCSDDDの適用対象企業数につき、EU企業約6,000社、非EU企業約900社と推計している⁶。

ただし、適用される企業の業種、適用開始時期の傾向に関するデータは公表されていない。そこでPwCアドバイザリー合同会社では企業情報データベースを用い、EU域内企業とEU域外企業それぞれについて以下のような分析を実施した⁷。

図表2：CSDDDの適用対象企業および適用開始時期

EU域内企業（2.1で詳述）		EU域外企業（第三国企業）（2.2で詳述）
適用対象企業	適用開始時期	適用開始時期
a. 直近事業年度における全世界の純売上高が4億5,000万ユーロ超であり、かつ平均従業員数が1,000人超の企業 b. 連結グループ単位で上記a.の閾値を満たす企業グループの最終親会社 c. EU域内のフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業または企業グループの最終親会社で、直近事業年度における、EU域内でのロイヤルティが年間2,250万ユーロ超かつ全世界での純売上高8,000万ユーロ超の企業	1 ・全世界での純売上高が15億ユーロ超、かつ従業員数が5,000人超の企業：2027年7月26日 2 ・全世界での純売上高が9億ユーロ超、かつ従業員数が3,000人超の企業：2028年7月26日 3 ・全世界での純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ従業員数が1,000人超の企業：2029年7月26日	a. 直近事業年度の前年度におけるEU域内での年間純売上高4億5,000万ユーロ超の企業 b. 直近事業年度の前年度において連結ベースでa.の閾値を満たす企業グループの最終親会社 c. EU域内のフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業または企業グループの最終親会社で、EU域内でのロイヤルティが、直近事業年度の前年において、年間2,250万ユーロ超、かつEU域内での純売上高8,000万ユーロ超の場合の企業 ・EU域内売上高が15億ユーロ超：2027年7月26日 ・EU域内売上高が9億ユーロ超：2028年7月26日 ・EU域内売上高が4億5,000万ユーロ超：2029年7月26日

注) オムニバス法案が成立した場合、適用開始時期が1年遅れることとなる。具体的には区分1が区分2と統合され、最速の適用開始時期は、2028年7月26日となる見込み

出所：PwC作成

4 適用対象企業の基準については、オムニバス法案の影響はなく、従前の基準が適用される。

5 1ユーロ=160円（2024年11月末TTS）で換算。

6 欧州委員会（https://commission.europa.eu/business-economy-euro/doing-business-eu/sustainability-due-diligence-responsible-business/corporate-sustainability-due-diligence_en）（2024/12/16閲覧）

7 主な分析は、図表2のうち要件a.またはb.を満たす企業を対象としており、データの制約上要件c.のみを満たす企業は対象外としている。

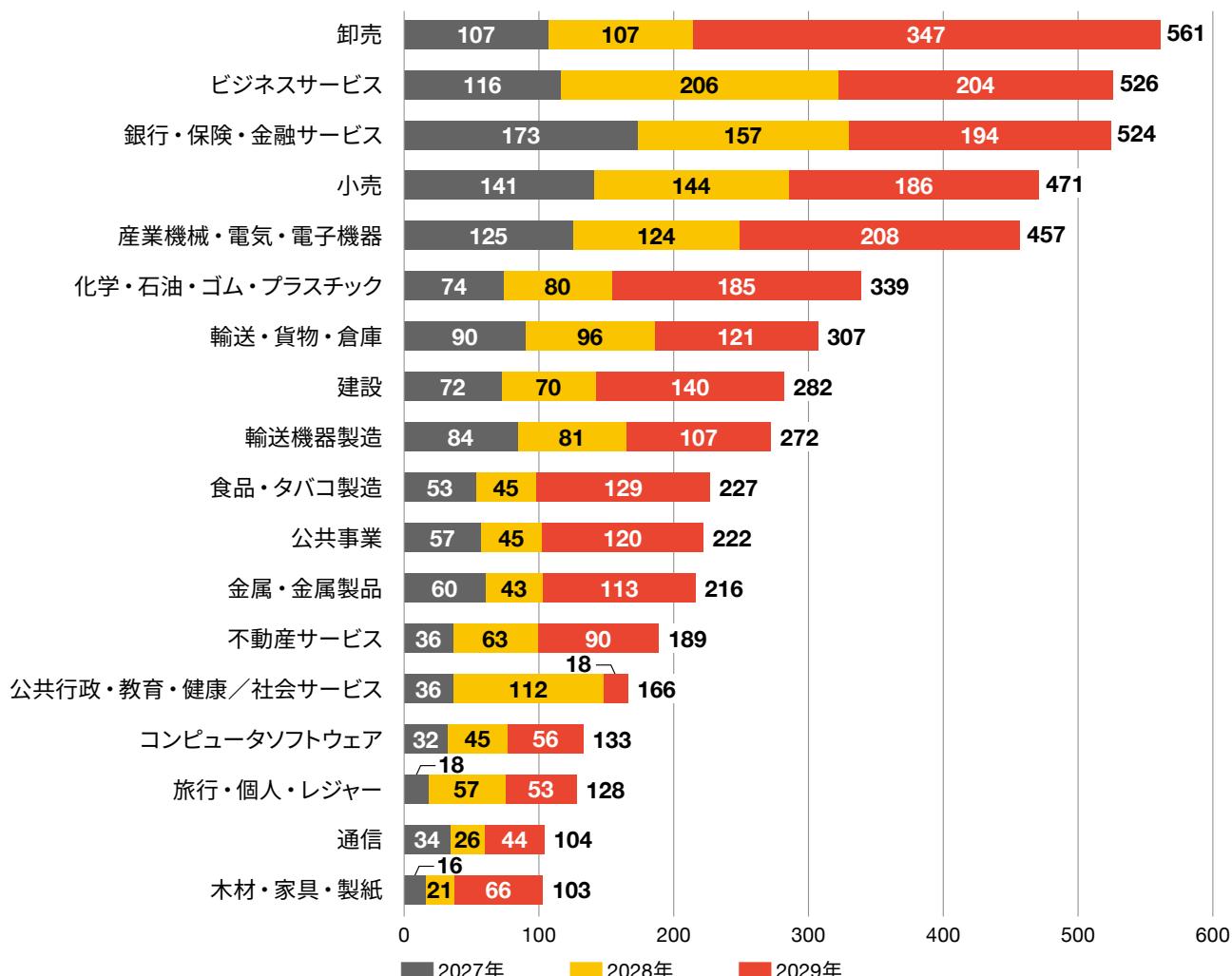
2.1 EU域内企業に分類される企業

EU27カ国に本拠を置く企業（EU加盟国法に基づいて設立された企業）は、約3,200万社が存在するとみられ⁸、このうちEU域内企業の適用要件である直近事業年度の全世界の連結売上高が4億5,000万ユーロ超かつ従業員数1,000名超の企業を抽出したところ、5,847社が該当する結果となった⁹。

これを業種別に分類し、企業数の多い順に並べると卸売、ビジネスサービス¹⁰、銀行・保険・金融サービス、小売となり、いずれの業種も約500社程度となっている（図表3）。これらはサプライチェーンが広範かつ複雑に広がり、多様な業種のステークホルダーと関与する業種と想定される。

また、適用開始時期別に整理すると最も早い区分である2027年7月から適用が開始されるのは1,492社、次いで2028年7月適用開始が1,702社、2029年7月適用開始が2,653社となっている（図表4）¹¹。2027年から適用が開始される企業を業種別に並べると、銀行・保険・金融サービス、小売、産業機械・電気・電子機器、ビジネスサービスの順となる。適用対象企業数の傾向とほぼ同様であるが、資本集約的でEU域内・グローバルに広く展開する大企業が含まれているものと考えられる。

図表3：業種別・適用開始時期（EU域内企業）



注) 対象企業数100社以上の業種のみを記載
出所：Orbisデータベースを基にPwC作成

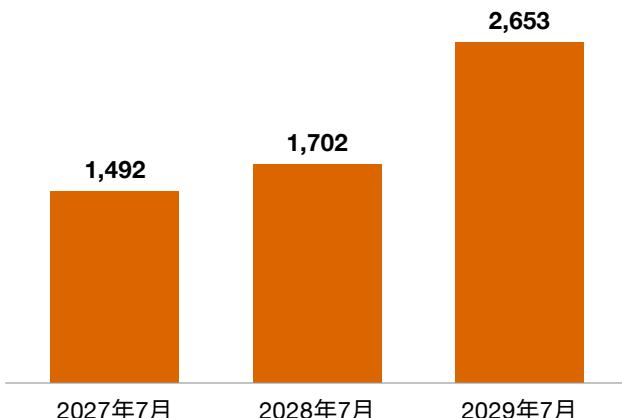
8 EU統計局（2022年）による。

9 企業情報データベースであるOrbisを活用した分析による。なお、この中には日本企業の欧州子会社約80社も含まれており、これらの会社の親会社は2.2で分析対象とする日本企業の適用対象企業と重複しているものがある。

10 プロフェッショナルサービス、人材紹介、その他が含まれる。データベース上当該区分の過半を占める資産管理会社・持株会社については、その主な子会社の業種に従って当該業種に再分類しているが、一部分類不能で残存しているものが含まれている。

11 オムニバス法案が成立すると、2028年7月適用開始が3,194社、2029年7月適用開始が2,653社となる。

図表4：適用開始時期別企業数（EU域内企業）



出所：Orbisデータベースを基にPwC作成

2.2 EU域外企業として適用対象企業となっている日本企業

次に、EU域外企業の要件に該当する日本企業（日本法に基づいて設立された企業）を抽出し、分析を実施した¹²。EU域外企業として適用対象となっている日本企業を抽出するような調査は、当社が把握する限り現時点では存在しておらず、有価証券報告書の開示情報に基づき一定の前提を設けたうえで、分析を進めた。具体的には、国内約4,000社の上場企業のうち有価証券報告書にて「地域（顧客）別セグメント売上」を開示している企業を対象とし、その中から「EU加盟国名」「EU」「欧州」などEU域内を含むセグメントの直近売上が4億5,000万ユーロ超の条件で抽出したところ、日本企業120社が該当した。なお、企業によってはEU以外の地域とEU域内を一つのセグメントとして公表している場合があり、また、非上場企業や地域別セグメントの売上を開示していない企業も今回の分析には含まれていないため、実際の適用対象企業数は120社より増減する可能性がある。このように網羅性や完全性に欠けている点にも留意されたい。

抽出された120社を業種別で分類した場合、機械・電気製品が31社で最多となる（図表5）。これに続くのが、素材・素材加工品（化学・製紙など）の22社、輸送機械（自動車OEM、部品サプライヤー）の14社、医薬・バイオの10社である。

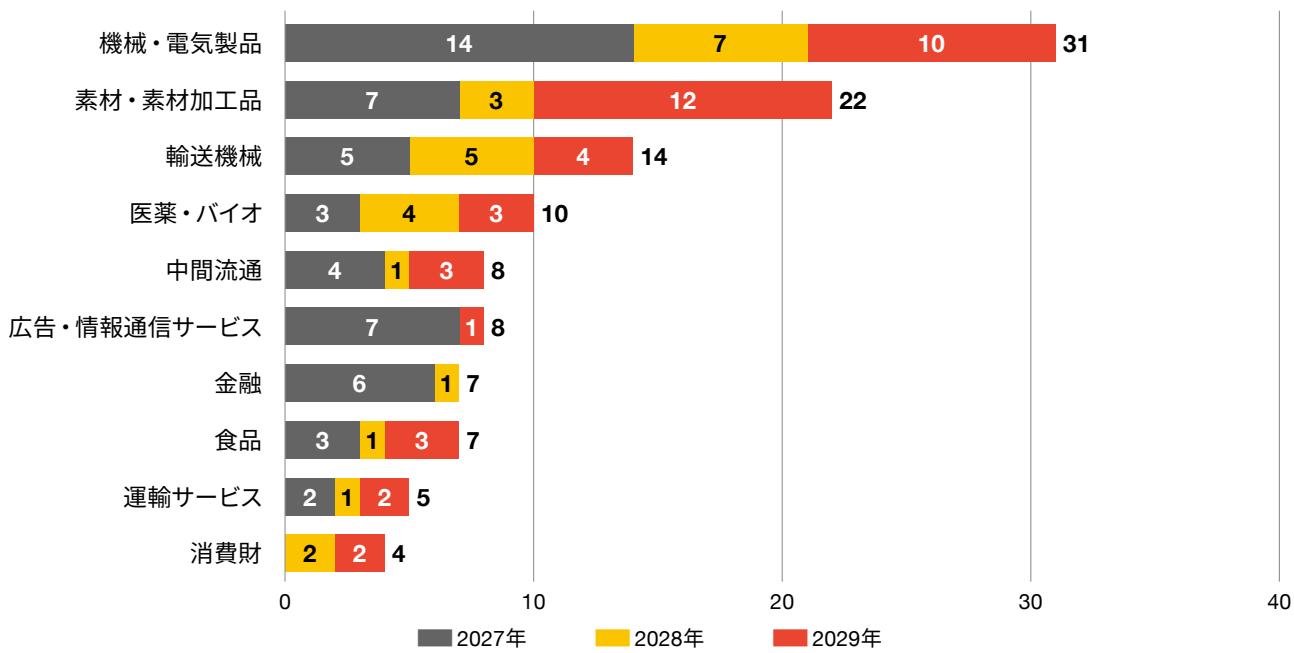
日本企業の特色としては、現地に製造・販売子会社を保有する機械・電気製品、素材・素材加工品などが多く、EU域内企業で上位であったサービス・卸売・小売などバリューチェーン中流から下流に位置する業種は相対的に少なくなっている。

適用開始時期別に整理すると、抽出された企業120社のうち半数弱にあたる52社が、最も早い区分である2027年から適用が開始されると見込まれる（図表6）。次いで2028年に26社、2029年に42社の順で適用されていくと想定される¹³。EU域内企業の分布と比べ、2027年7月に適用開始となる企業の割合が高いことから、日本企業においては自社がどの区分に該当するかを確認したうえで、計画的な準備を進める必要がある。また、最も早い2027年に適用される企業を業種別でみると、機械・電気製品、素材・素材加工品、広告・情報通信サービス、金融の順となっている。

12 2.2は企業情報データベースであるSPEEDAを活用した。

13 オムニバス法案が成立すると、2028年7月適用開始が78社、2029年7月適用開始が42社となる。

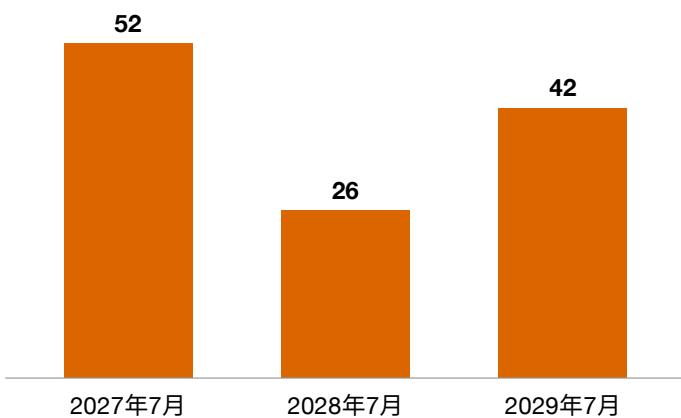
図表5：業種別・適用開始時期（EU域外企業である日本企業）



注) 全業種のうち対象企業が複数存在する業種のみを記載

出所：SPEEDAを基にPwC作成

図表6：適用開始時期別企業数（EU域外企業である日本企業）



出所：Orbisデータベースを基にPwC作成





3

CSDDDが企業に求めている義務

CSDDD上の具体的な義務については、これまでさまざまな媒体で紹介されているが¹⁴、概要は図表7のとおりである。基本的に自社のバリューチェーン全体を対象として人権・環境リスクに関するデューデリジェンスを実施するというものであり、その不履行については罰則も設けられている。

3.1 デューデリジェンス義務の概要

CSDDDは、適用対象企業に対し、①企業ポリシーや管理システムへのデューデリジェンスの組み込み、②リスクの特定・評価、③リスクの防止・軽減、是正、④モニタリング、⑤デューデリジェンスの状況の公表・開示、⑥苦情処理制度（グリーバンスマカニズム）の整備、⑦ステークホルダーエンゲージメントを求める。これらの義務は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」）、OECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下「OECDガイダンス」）などの国際ガイダンスに準拠するものである。

他方、CSDDDは、適用対象企業に対し、自社の取引先との間で行動規範の遵守（人権・環境リスクの防止など）に関する合意（契約上の保証）をするよう求めており（上記③の義務に含まれる）¹⁵、それには、取引先でのデューデリジェンスの実施義務や重大な人権・環境リスクを十分に防止できない場合の取引の停止や解除¹⁶などの条項が盛り込まれることが想定される¹⁷。もちろん、取引先は、適用対象企業が実施するデューデリジェンスの対象であり、これに応する負担も負うことになる。このようなこともあり、CSDDDは、適用対象企業のみならず、幅広く波及的にビジネス界に影響を与えることになるのである。

また、デューデリジェンスの各段階でステークホルダーエンゲージメントが義務化されたのも大きな特徴である。デューデリジェンス方針については、従業員およびその代表者との協議が定められ、加えて、リスク評価、軽減・防止計画の立案、軽減・防止措置の実施などの各段階で、ステークホルダーエンゲージメントも求められている。人権・環境リスクの種類に応じて、権利者の状況に詳しい適切なステークホルダーに kontaktし、意見を聴取することの重要性が一層増している。

なお、このようなデューデリジェンス義務の他、気候変動緩和のための移行計画を策定・実施する義務を負う¹⁸。かかる移行計画には、2030年まで、および2050年までの5年ごとの気候変動に関する期限付き目標やスコープ1、2、3の温室効果ガスの排出削減目標など所定の事項を含める必要があることに留意すべきである。

14 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/business-and-human-rights/csddd-eu.html>

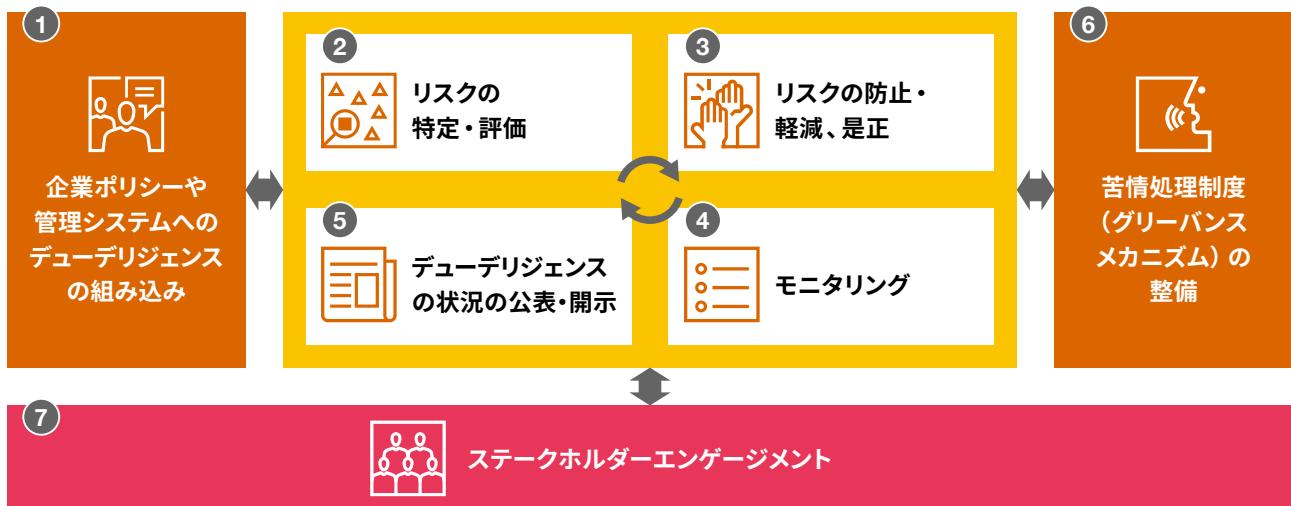
15 詳細はガイドラインに記載されるものと想定されるが、契約条項のモデルについては議論が進んでいる。
例えば<https://www.responsiblecontracting.org/emcs>

16 オムニバス法案は、取引先との取引の解除義務を削除している。

17 なお、CSDDDでは、中小企業と契約上の保証を取得する場合は、公正、合理的、かつ差別的でないものであることが求められている。

18 オムニバス法案は、気候変動緩和のための移行計画を策定する義務は維持しているが、実施する義務は削除している。

図表7：CSDDDにおける義務



① 企業ポリシーや管理システムへのデューデリジェンスの組み込み
企業のポリシーやリスク管理システムにデューデリジェンスを取り込み、リスクベースのデューデリジェンスを確保するデューデリジェンスポリシーを策定

(第7条)

② リスクの特定・評価

自社、子会社、ビジネスパートナーの事業から生じる、**実際のままたは潜在的な人権および環境への負の影響(=リスク)**を特定

- 負の影響の深刻度および発生可能性が一般的に高いとされる領域を特定するために、自社、子会社およびビジネスパートナーの事業内容をマッピング
- マッピングの内容を踏まえ、負の影響の深刻度および発生可能性が高い領域の深堀調査を実施^{注1}

(第8条)

③ リスクの防止・軽減、是正

- 負の影響を**軽減するための適切な措置**をとる必要(例：**直接の取引先との契約上の保証** (企業の行動規範の遵守の確保など))
- 潜在的な負の影響を十分に防止し、軽減できない場合には、**間接的な取引先に対し、契約上の保証**を求めることが想定
- 上記で防止・十分に軽減できない潜在的な負の影響が存在する場合 (i) **新たに取引先との関係を構築したり、関係を更新したりしてはならず**、(ii) 各加盟国の法令の許容する範囲で**取引関係を一時停止**したり、重大な負の影響である場合には取引関係の解除^{注2}が求められる
- 実際の負の影響について、**是正のための適切な措置**をとる必要(負の影響を軽減する措置(損害の補償など)を含む)

(第9～12条)

④ モニタリング

人権および環境についての負の影響に関し、自社、子会社およびビジネスパートナーの対応状況を定期的(少なくとも12カ月ごと)^{注3}に**モニタリング**

(第15条)

⑤ デューデリジェンスの状況の公表・開示

ウェブサイト上で、**年次報告を開示**

(第16条)

⑥ 苦情処理制度(グリーバンスマカニズム)の整備

人権および環境についての負の影響に正当な関心を有する一定の者からの**苦情の申し立て**を可能とする必要

(第14条)

⑦ ステークホルダーエンゲージメント

デューデリジェンスの過程で**ステークホルダーエンゲージメント**を実施

(第13条)

注1) オムニバス法案においては、詳細なリスクアセスメントの対象は直接の取引先に限定され、間接の取引先については人権・環境リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合のみ対象とされている

注2) オムニバス法案においては、取引関係の解除義務は削除

注3) オムニバス法案においては、12カ月ごとから5年ごとに緩和

出所：PwC作成

3.2 デューデリジェンスの対象となるバリューチェーンの範囲

繰り返しになるが、デューデリジェンスの対象となるバリューチェーンは、原則として適用対象企業の上流・下流に広く及んでいる（図表8）。ただし、下流においては、少なくともエンドユーザーに製品やサービスが提供された後の消費や廃棄段階は、デューデリジェンスの対象に含まれていないと考えられている。また、金融機関についてはバリューチェーンの上流のみが対象となり、投融資を含む下流は対象外となっている。

図表8：デューデリジェンスの対象範囲



注）オムニバス法案においては、デューデリジェンスの前提となる事業のマッピングについてはバリューチェーン全体が対象になるものの、詳細なリスクアセスメントの対象は原則として直接の取引先に限定され、人権・環境リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合のみ間接の取引先も対象とされている。
出所：PwC作成



3.3 デューデリジェンス義務の対象となるリスク

デューデリジェンスの対象となる人権・環境リスクは、CSDDDの付属書に列挙されている（図表9）。人権リスクとしては、国際人権規約、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準など、いわゆる国際的に認められている人権が列挙されており、これには、強制労働や児童労働の禁止、団体交渉権の保護、雇用における差別待遇の除去などが含まれている。他方、環境リスクとしては、生物多様性条約、ワシントン条約、水俣条約などの各種環境関連条約上の義務違反などが挙げられる。

図表9 デューデリジェンス義務の対象リスク

人権リスク	環境リスク
<p>国際人権規約、児童権利条約、 ILO中核的労働基準など 国際的文書で定める権利・禁止事項</p> <ul style="list-style-type: none">• 生命の権利の侵害• 非人道的な措置の禁止	<p>環境保護に関する国際的文書 (生物多様性条約、ワシントン条約、水俣条約など) で定める義務・禁止事項</p> <ul style="list-style-type: none">• 生物多様性への悪影響の回避 または最小化• 絶滅危惧種の違法取引の禁止
<ul style="list-style-type: none">• プライバシーの侵害• 思想、良心、宗教の自由の侵害	
<ul style="list-style-type: none">• 強制労働の禁止 (例：債務奴隸、人身売買)• 児童労働の禁止 (例：15歳未満の雇用)• 公正かつ良好な労働条件の侵害 (例：不当な賃金、劣悪な労働環境)• 相当な生活水準の侵害	<ul style="list-style-type: none">• 水銀添加製品の製造、輸出入の禁止• 持続性有機汚染物質の製造および 使用の禁止• 有害廃棄物の違法処理の禁止• 有害化学物質の違法輸出入の禁止• オゾン層破壊物質の違法輸出入の禁止
<ul style="list-style-type: none">• 結社の自由の侵害• 団結権および団体交渉権の侵害• 同一労働同一賃金の原則と雇用に おける差別待遇の禁止 (例：性別、人種、宗教による差別)	
<ul style="list-style-type: none">• 環境汚染の禁止• 土地、森林、水域の取得などによる 不法な立退きまたは土地はく奪の禁止	<ul style="list-style-type: none">• 海洋環境の污染防治• 自然遺産および湿地の保護

出所：PwC作成

3.4 CSDDD違反に対する制裁

違反に対する制裁としては、違反行為の差止め・是正措置命令の他、制裁金の賦課、企業名の公表、民事上の損害賠償責任が定められている（図表10）。また、民事上の損害賠償責任を追及するにあたっては、労働組合、人権・環境団体などによる代表訴訟も認められている。特に制裁金については、違反した企業の全世界の年間純売上高の5%が制裁金の上限と定められており、多額の制裁金が課される可能性があることに留意が必要である。

図表10 違反に対する制裁

制裁・罰則など	措置の内容	根拠条文
1 違反行為の 差し止め・ 是正措置命令	<ul style="list-style-type: none">当局は以下の権限を有する<ul style="list-style-type: none">(a) 当該適用対象企業に対する命令<ul style="list-style-type: none">- 本指令に基づいて採択された国内法違反の停止- 関連行為の反復停止- 違反の程度に比例した是正措置を採ること(b) 2に定める罰則（制裁金）の賦課(c) 重大かつ修復不能な損害の差し迫ったリスクがある場合、暫定的措置の実施	第25条
2 制裁金の賦課・ 企業名の公表	<ul style="list-style-type: none">当該違反企業に対する、直近の事業年度における全世界の年間純売上高の5%以上を上限とする制裁金の賦課^注制裁金の支払いを拒む場合における違反企業の公表	第27条
3 民事上の 損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none">企業は、潜在的な負の影響の防止・軽減および実際の負の影響の是正に関する義務に（故意または過失により）違反し、その違反の結果として、自然人または法人の法的権利が侵害された場合などにおける民事上の損害賠償責任を負う^注民事上の損害賠償責任を追及するにあたっては、労働組合、人権・環境団体などによる代表訴訟も認められる^注	第29条

注：オムニバス法案では、制裁金の賦課、EU共通の民事上の賠償責任および代表訴訟に関する規定が削除され、これらの事項の制度化については、各国の判断に委ねられている。

出所：PwC作成



4

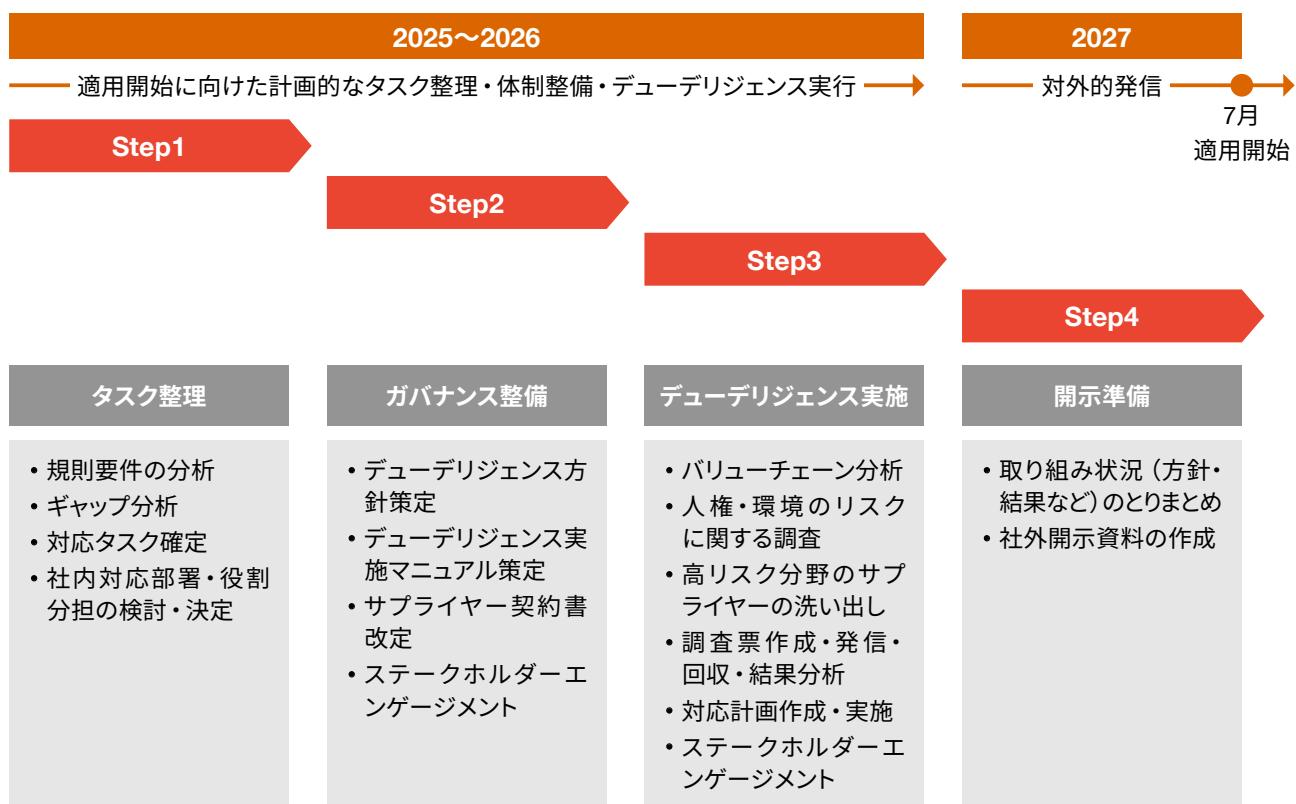
CSDDDの適用への備え

既に述べたようにCSDDDの適用開始時期は、最も早い企業で2027年7月¹⁹からである。そのための準備に向けて適用対象企業が取り組むべき事項をまとめたものが図表11となる。①CSDDDが求める要求事項を整理したうえでタスクを洗い出し、②適切な部門にタスクを割り当てると同時に方針やプロセスに関するマニュアルを作成するなどガバナンス整備を進め、③デューデリジェンスを実施して、④その結果を開示することが取り組むべき事項である。

現在、2025年8月に適用開始となるEU電池規則におけるバッテリーデューデリジェンス義務（以下「バッテリーDD」）に対応するため、適用対象となっている自動車OEMやバッテリーメーカーは準備を進めているが、CSDDDと同様のデューデリジェンス規制であることから取り組むべき事項は類似しており、CSDDDへの取り組みでも参考にすることができる。そのため、必要に応じてバッテリーDDに関する取り組みや当社の支援の経験から得られた留意点に言及する。

図表11：実施すべき事項

対応スケジュールの例（2027年7月適用開始の企業を想定）



19 オムニバス法案が成立した場合は、2028年7月に適用開始。

2023年7月に発効したEU電池規則は、EU内で流通する電池につき、原材料の調達から廃棄に至るまでの過程で、環境や社会に与える影響を最小限に抑えることを求めている。製品における再生材使用率などの環境配慮規制の他、企業に対してサプライチェーン上流における人権・環境リスクの特定と透明性確保のためのデューデリジェンスの実施義務を課している。デューデリジェンスの実施義務には、デューデリジェンス方針の策定、管理システムの構築、人権・環境リスクの特定・評価、開示などCSDDDと共に通する内容が含まれている（図表12）。

図表12：バッテリー DDとCSDDDの関係

バッテリー DD	対応するCSDDD上の義務
ポリシー策定 (48条)	<ul style="list-style-type: none"> ・デューデリジェンスポリシー策定・公開 ・第三者検証の受審など
管理システム 構築 (49条)	<ul style="list-style-type: none"> ・監督責任者の選定 ・管理プロセスの構築 ・サプライヤーとの合意（契約書など）
	<ul style="list-style-type: none"> ・救済メカニズムの構築など
リスク管理 (50条)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・社会リスクの特定・評価 ・リスク管理計画の策定・実施 ・実施状況の監視・追跡など ・経営陣への報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーとの協議
情報開示 (52条)	<ul style="list-style-type: none"> ・デューデリジェンスポリシー・デューデリジェンス結果の開示など
その他	—
	→ 気候変動緩和に関する義務（22条）

CSDDDについては、バッテリー DDと同様のアプローチで取り組みを進めることが有効

出所：PwC作成



4.1 タスク整理

タスク整理（Step1）のためには、まず、法規範が求め 要件を明らかにする必要がある。EUの法規範は、基本的な理念が先行していたり、実際の適用場面をあまり想定せずにルールが定められていたりする場合も多い。また、CSDDDも同様であるが、具体的な基準や手続きについては、後日、EUが公表するガイドラインに委ねられる場合も多い。ただし、これらのガイドラインの発行は、企業が準備を始めるタイミングに間に合わないこともある。先に紹介したEU電池規則上のバッテリーDDに関しては、2025年8月の適用開始の半年前の2025年2月になってようやくガイドラインが公表されることになっているが、その期限を過ぎた現時点でも、ドラフトすら公表されていない。CSDDDについても複数のガイドラインの公表が予定されているが、早いもので2027年以降であり²⁰、企業が早期に準備を進めるうえで参考にすることは難しい²¹。

したがって、法規範が求める要件を明らかにすること自体ハーダルが高い。その場合、指導原則やOECDガイダンスなどの法規範のベースとなっている国際ガイダンスを参考に解釈を進める必要がある。そのうえで、自社の人権・環境デューデリジェンスの現状の取り組みとのギャップ分析をし、取り組むべきタスクを洗い出すことになる。バッテリーDDにおいて、PwCは、上記のガイダンスの他、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」なども参考にして法的要件を明らかにした。また、国際会議などへの出席を通じてガイドラインのドラフト担当者や欧米のOEMとのネットワークを広げるなど、そのようなキーパーソンからの情報収集を通じてガイドラインの記載内容や方向性などを探った。

なお、PwCでは、2024年12月からCSDDDに関する企業の簡易診断サービス（コラム参照）の提供を開始しており、このようなツールを用いてギャップ分析を進めることも考えられる。

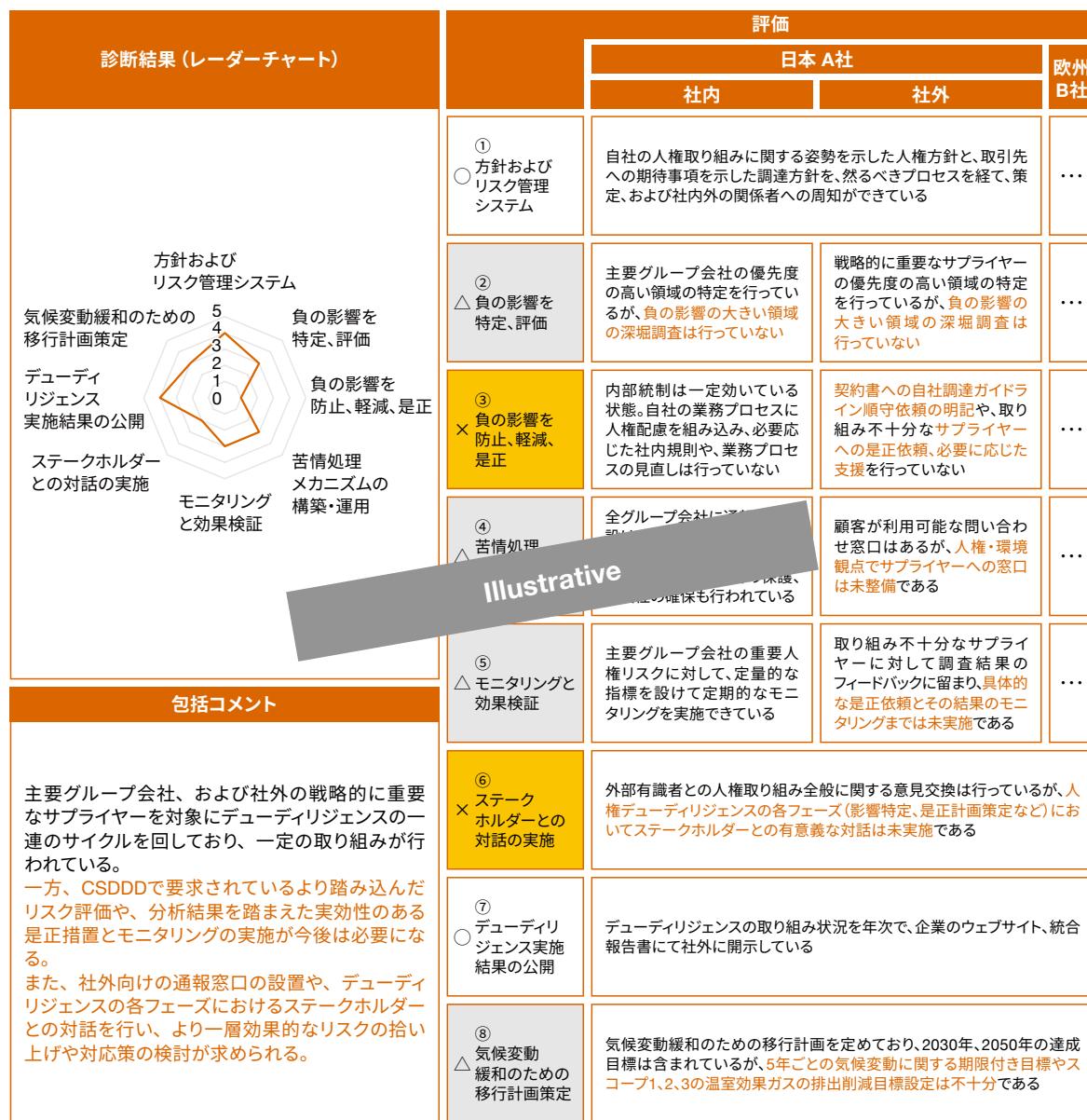
20 オムニバス法案によるとデューデリジェンスの実施に関するガイドラインの公表は2026年7月に設定されており、十分な準備期間を確保しようとしていることが伺われる。

21 EUの森林破壊防止規則やEU電池規則上のカーボンフットプリント規制など、適用開始の時期が延期される場合もあり、EUの規制動向について情報収集を進めることも重要である。



PwCでは企業が現在取り組んでいる人権および環境デューデリジェンスの現状を評価し、CSDDDの要件に対応するために必要な対策の特定を支援している。特に2024年12月から提供開始した簡易診断サービスにおいては、統合報告書など企業が保有・公開している情報や社内情報からCSDDDの要件に関する箇所を特定し、課題や改善点をまとめた簡易診断レポートを提供している（図表13）。主に既存の社内文書や開示資料のレビューを通じて診断を行うため、約2～3週間で迅速な診断が提供可能となっている。詳細は【PwCコンサルティング、EUコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）に関する企業の簡易診断サービスを提供開始（<https://www.pwc.com/jp/ja/press-room/2024/csddd.html>）】を参照されたい。

図表13：課題の特定におけるアウトプットイメージ（診断結果サマリー）



出所：PwC作成

4.2 ガバナンス整備

タスクの洗い出しの終了後、それらを社内の適切な組織に割り当てるなどのガバナンスの整備を進めることになる（Step2）。CSDDDが求めるデューデリジェンスは、バリューチェーン全体に及び、これを扱っている社内の関係部門もサステナビリティ、コンプライアンス、調達、人事、労働安全衛生、地域子会社など多岐にわたる（図表14）。そのため、まずは、コアになる部門を定めたうえで、関係者からなるプロジェクトチームを組成し、CSDDDに関する理解を深めるとともにタスクの性質や社内の状況などを十分に踏まえ、タスクの部門への割り振りを進めることになる。また、役員レベルでのデューデリジェンスに関する責任者を選任することも必要である。ただ、サプライチェーンにおける人権や環境デューデリジェンスは企業が新しく取り組みを進めるべき分野であり、社内に専門家がない場合も多く、社内での役割分担を決定したり、担当の役員を選任したりすることは必ずしも容易ではない。

バッテリー DDに関する当社案件においても、サステナビリティ、調達、環境対応、製品開発、コンプライアンスといった多数の部門が関係しているうえ、それぞれの担当者にとっては、本来業務に加え、デューデリジェンスに関する業務が上乗せされることもあり、各部門間での業務の押し付け合いなどによって、役割分担の決定には相当な時間が費やされることもあった。さらに、人権と環境に関するリスク管理を別部門が担当している場合には、調整はより困難なものになった。また、調達担当の役員はサプライチェーンには精通しているものの、デューデリジェンスの知見はそれほど深くない。一方で、リスク管理担当の役員はデューデリジェンスの知見はあるが、サプライチェーンには精通していない。このような場合、担当の役員の決定にもかなりの時間を要することがある。

理想的には、このような体制構築を済ませたうえで、デューデリジェンスに関する方針の新設・改訂やデューデリジェンス実施マニュアルなどの文書作成を進めることになる。ただ、バッテリー DDに関する当社案件の経験からすると、実際にには、このような文書を作成しなければ、具体的な業務イメージがつかめず、部門間の役割分担などを決定することができないことが多い。したがって、役割分担などの体制構築と

文書作成は同時並行して進めることになるのが一般的である。また、既に述べたようにCSDDDに基づくデューデリジェンスは、バリューチェーン全体だけでなく、社内の関連部門・グループ子会社に関係するものであるから、このような方針も、グループ会社全体を対象にする必要がある。傘下の合弁企業に関しては、自社グループの一員としてデューデリジェンスを実施する主体とみるか、取引先として自社グループのデューデリジェンスの対象とするか、合弁会社に対する影響力や合弁相手との関係なども考えながら整理することになるが、いずれにせよリスク評価の対象から網を外さないように留意する必要がある。

なお、CSDDD上、グループ企業においては、子会社に代わって親会社がデューデリジェンスを実施できることが定められている。その場合は、さらにグループ会社における統一した方針の策定や親会社のデューデリジェンスプロセスへの子会社デューデリジェンスの組み込みなどCSDDD上の要件を遵守する必要がある。

加えて体制構築において大きな論点になるのがグリーバンスマカニズムの構築である。多くの企業では、法令違反やハラスメントなど一定の人権侵害があった場合、従業員が内部通報制度やハラスメント窓口などを通じて会社に対して申立てができるようになっている。他方、CSDDDが要求しているグリーバンスマカニズムは、指導原則に基づく必要があり、広くバリューチェーン上で人権侵害の被害を受けるステークホルダー（例えば、環境汚染や強制移転などの影響を受ける地域住民など）も申立てができるようにする必要がある。ただ、この指導原則上の要件に全て合致しているグリーバンスマカニズムを備えている日本企業は多くはない。指導原則が記載する諸原則、例えば、苦情処理のプロセスの公開や手続きの公平性の確保、申立人のアクセスの保障、国際水準の人権保障などに適合するためには、既存の制度の微修正だけでは対応できないことが多く、内部通報制度とは別に独自の制度を構築することもある。その場合、制度設計から導入、スムーズに制度を運用するための人材育成などの準備には、かなりの時間が必要になることを想定しておくべきである。

図表14：取り組み実務における課題

EUの法規が曖昧で何を求めてるか、何が対象になるかが分からぬ



ガイドラインが公表されていないので具体的に何をどこまですればよいか分からぬ

デューデリジェンスには、
サステナビリティ、コンプライアンス、
調達、人事など
多数の部門が関わっているため役割分担を決める調整に時間がかかる



CSDDDが対象としているバリューチェーンは広いため、どこから手を付ければよいか分からぬ

人権・環境デューデリジェンスに詳しい専門家が社内にいない

Tier1を越えた、より上流のサプライヤーを特定することが困難

指導原則を要件を満たすグリーバンスマカニズムを構築するのが難しい



ステークホルダーとどのように接すればいいか分からぬ

出所：PwC作成



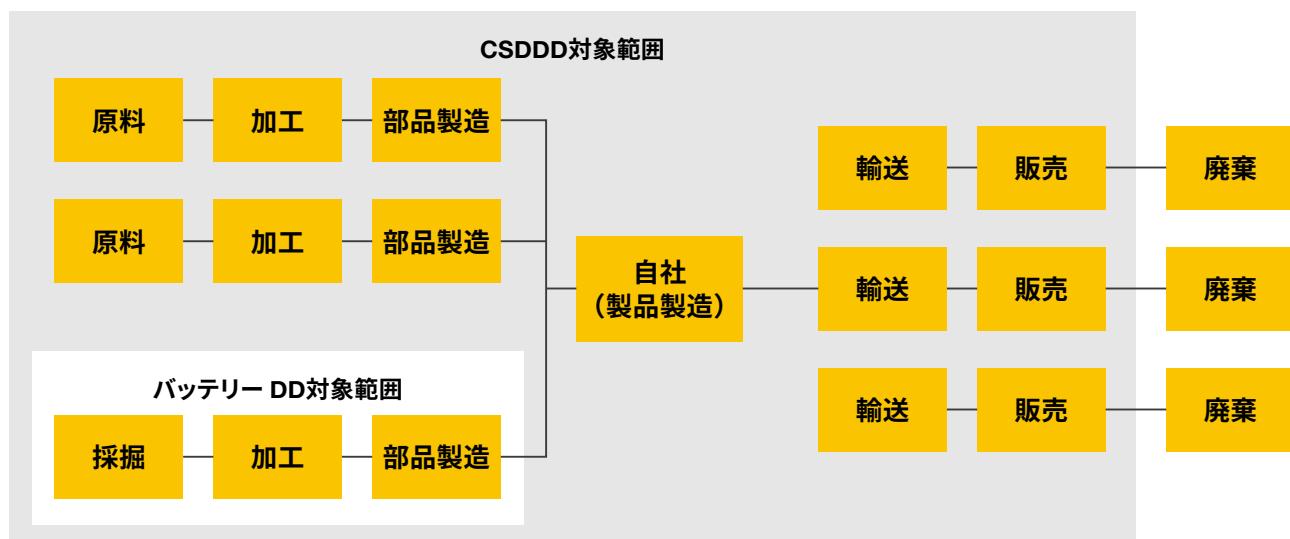
4.3 デューデリジェンスの実施

そしてStep3ではCSDDDの適用開始前に実際のデューデリジェンスを行い、自社のバリューチェーン上の人権や環境リスクの状況を把握することになる。既に述べたようにデューデリジェンスの対象は、バリューチェーン全体であり、まずは、自社のバリューチェーンを把握するためのマッピングを進めることとなる。先に紹介したバッテリーDDにおけるリスク評価の対象は、バッテリーに用いられるコバルト、天然黒鉛、ニッケル、リチウムといった限られた鉱物に関する上流のサプライチェーンだけであり、自動車OEMやバッテリーメーカー内部の製造拠点は対象には含まれないと考えられている。他方、CSDDDは、対象の製品に制限ではなく、基本的には、上流だけではなく下流のサプライチェーンも対象となるため、その範囲は格段に広がることになる（図表15）。

そうはいっても、CSDDDが求めるデューデリジェンスは、リスクベースのそれであり、全てのバリューチェーンについて一律・網羅的にデューデリジェンスを実施する必要はない。人権や環境リスクの程度に応じ、よりリスクが高い分野に対して、より実効的な措置をとる必要がある。そこで、政府や国際機関、NGOなどが公表している資料などを用いてできるだけ早期にリスクが高い分野を優先分野として選定しておくことが有用である。バッテリーDDの場合では、鉱物のサステナビリティに関する団体が公表しているリスク分析や人権NGOが公表している鉱物に関する紛争のデータ、競合他社の動向などを参考に優先分野の洗い出しなどをしている。

また、バリューチェーンの上流で高いリスクが想定される場合も十分に予想される。例えば、バッテリーDDの場合は、鉱山や精錬所といった上流における強制労働、児童労働、強制移転、環境汚染などのリスクが高いと考えられている。このような上流のサプライチェーンにおいて、より詳細なリスク評価やリスク防止・軽減、是正措置を実施するためには、まずは、関係するサプライヤー全体を特定しておくことが欠かせない。しかし、実務上、自社の直接のサプライヤーを超えて、2次、3次のサプライヤーを特定することは困難を極める。競争上の観点からサプライヤー名やリスクに関する必要な情報を開示してもらえない場合もある。もちろん、産業によっては、上流のサプライヤーの特定に乗り出し、一定の成果を上げている企業もある。しかし、このような企業は、サプライヤーの特定のために数年をかけ、少しづつ上流にさかのぼってサプライヤーの特定を進めている。このように上流サプライヤーの特定には長い時間が必要だということを念頭に、高リスクと思われるバリューチェーンに属するサプライヤーに対しては、できるだけ早期にコンタクトし、直接、話を聞くなど情報収集をしつつ、誠実に対話をして、より上流の取引先の名称、事業の内容、事業の場所、その他リスク情報などの詳細を提供してもらえるよう信頼構築に努めておく必要がある²²。

図表15：CSDDDおよびバッテリーDDの対象範囲



注) オムニバス法案においては、デューデリジェンスの前提となる事業のマッピングについてはバリューチェーン全体が対象になるものの、詳細なリスクアセスメントの対象は原則として直接の取引先に限定され、人権・環境リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合のみ間接の取引先も対象となる。

出所：PwC作成

22 オムニバス法案は、デューデリジェンスの前提となる事業のマッピングについては、バリューチェーン全体とするものの、詳細なリスク評価の対象は直接の取引先に限定し、間接の取引先については、人権・環境リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合のみとしている。ただ、事業によっては、サプライチェーンの上流にリスクが特に高いことは、国際機関やNGOといった市民団体の公表資料からも明らかにされているものもあり、特に上流のサプライチェーンのリスクが高いと考えられる事業については、オムニバス法案の成立によっても間接の取引先を含めたリスク管理が必要になるものと考えられる。

4.4 デューデリジェンスの開示

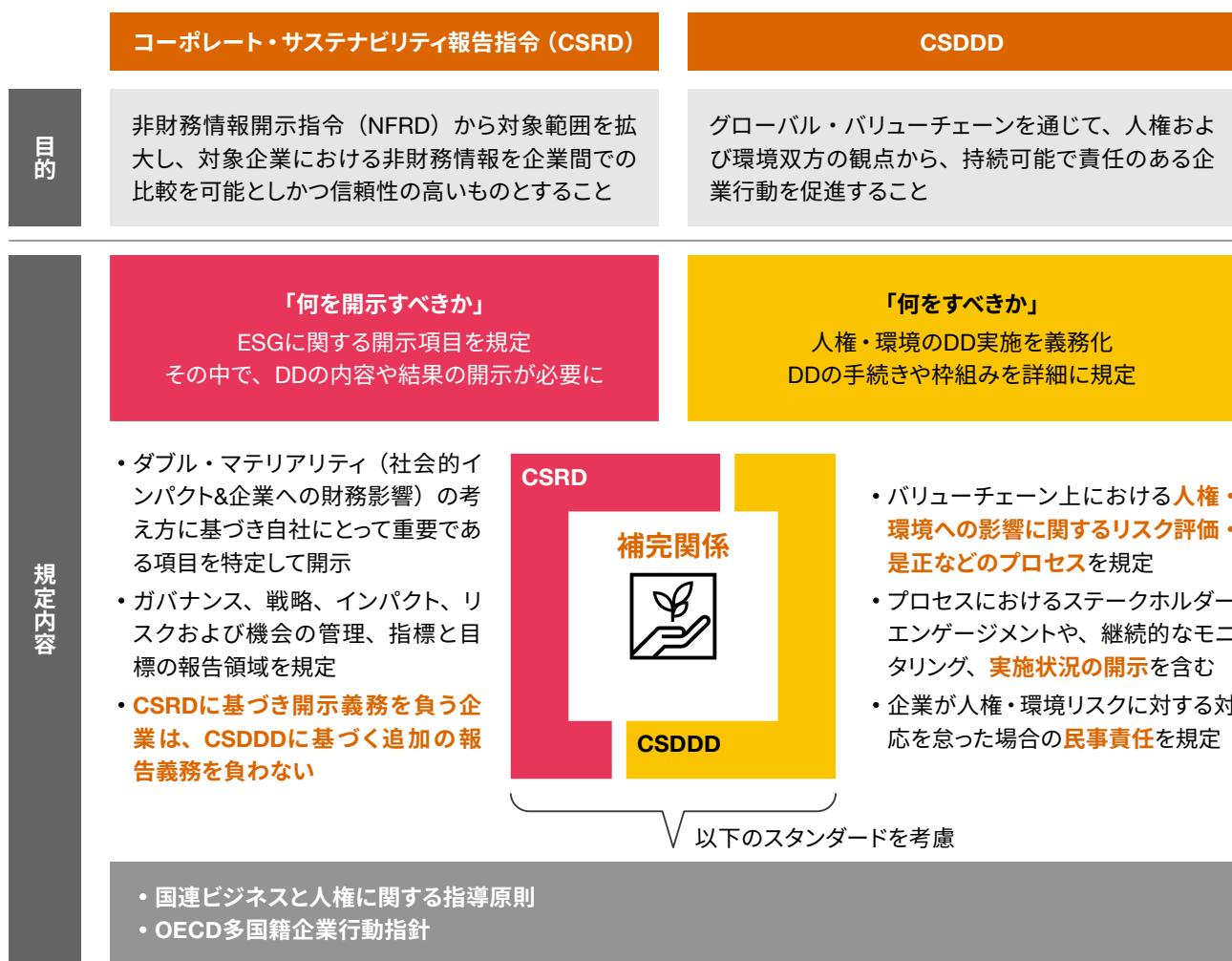
最後にデューデリジェンスの開示である。CSDDDは、自社のウェブサイト上に年次でデューデリジェンスの状況を公表・開示する義務を対象企業に課している。ただし、コーポレート・サステナビリティ報告指令（以下「CSRД」）に基づきサステナビリティ報告書の開示義務を負う企業については、当該CSDDD上の開示義務の対象外とされている（CSDDDとCSRДの関係については図表16参照）。

とはいっても、CSRДの適用を受ける企業は、当然ながらCSRД上の要求に応える必要がある。CSRД上は、デューデリジェンスのプロセス、自社のバリューチェーンにおける負の影響、負の影響を防止・軽減、是正する措置について開示することが求められており、より詳細な基準は、欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards、以下「ESRS」）に定められている。ESRSでは、デューデリジェンスの中核的な要素は、全般的開示事項、トピック別開示事項の中でそれぞれ開示されることとなっている。

る。例えば、デューデリジェンスのガバナンス、戦略、ビジネスモデルへの組み込みについては、全般的開示事項のガバナンス（GOV2、3）および戦略（SBM3）において開示され、また、人権や環境への悪影響の是正のための行動は、全般的開示事項のインパクト、リスクおよび機会（IRO）の管理におけるサステナビリティに関する行動とリソース（MDR-A）、そしてトピック別開示において開示されることとなっている。このようにデューデリジェンスに関する記載は、開示文書のさまざまな箇所に散在するため、デューデリジェンスに関するマッピング情報も開示することとなっている（GOV4）²³。

CSRДは開示義務を定めたものであり、デューデリジェンスのプロセスについては、指導原則およびOECD「多国籍企業行動指針」のような国際文書が参考されており、CSDDD上で適用対象会社に課されるデューデリジェンス義務に変更を加えるものではない。

図表16：CSRДとCSDDDの関係および適用時期



出所：PwC作成

23 オムニバス法案が成立した場合、ESRSの簡素化によって開示事項の削減などが考えられるが、ESRS自体の修正案は公表されていない。

欧州委員会から2025年2月26日に公表されたオムニバス法案は、従来強力に進められてきたグリーンディール関連規制を一括して簡素化することで企業の報告などに係る負担を軽減し、欧州経済の競争力を確保することを目的としている。CSDDDに関する修正案の主な点は以下の通りとなっている。

① 適用開始時期の延期

現行法で2027年7月26日から適用が開始される企業（EU企業および非EU企業）については、適用開始期日が1年間延期され、2028年7月26日からとなった。2028年および2029年に適用開始となる企業の適用開始時期に変更はない。

② リスク評価対象の限定およびモニタリング頻度の減少

修正案は、デューデリジェンスの前提となる事業のマッピングについては、バリューチェーン全体とし、修正を加えないものの、詳細なリスク評価の対象は原則として直接の取引先に限定し、人権・環境リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合に限り、間接の取引先も対象とすることとしている。また、修正案は、モニタリングの実施頻度を少なくとも12カ月に1回から、5年に1回に減少させている。

③ 取引関係の解除義務の削除

現行法では取引先における潜在的なリスクの防止や実際に生じたリスクを是正するための最終的な手段として、企業が取引関係を解除する義務があったが、改正後は当該義務に係る規定は削除されることになった。

④ 民事責任規定、制裁金水準、代表訴訟に関する統一規定の削除

現行では違反企業に対するEU共通の民事責任規定や売上高の5%以上を上限とする制裁金賦課、代表訴訟に関する規定があったが、改正後はこれらが削除され、具体的な制度化は加盟国の国内法に委ねることされた。

他方で、国連指導原則に準拠した人権や環境に関するデューデリジェンスの取り組みの大枠に変更はなく、企業による対応の重要性を減じるものではないことに留意されたい。なお、法案にはCSDDDの他、CSRDの開示対象企業数の減少、EUタクソノミーの一部報告の任意化、CBAM（炭素国境調整措置）の適用対象縮小なども含まれている。

今後、欧州議会および欧州理事会との交渉を経て最終決定されることとなり、実際の規制内容は加盟国の国内法によって規定されるため、引き続き情報収集の必要がある。

図表17：EUオムニバス法案の概要

CSRD	<p>適用要件の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数に係る要件が250人 ⇒ 1,000人超に ・適用対象企業は約80%減少 <p>適用時期の延期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2026/27年報告予定の企業は適用日を2年延期 <p>開示基準の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクター別ESRSの導入廃止、ESRSの簡素化（データポイント削減など） <p>保証要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限定的保証 ⇒ 合理的保証への移行なし
CSDDD	<p>適用時期の延期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最速で2028年7月適用開始（1年間延期） <p>DD義務の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価対象は原則的に直接サプライヤーまで（リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合は間接サプライヤーまで対象） ・頻度は1年 ⇒ 5年（リスクが発見された場合を除く） <p>是正措置の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不遵守サプライヤーに対する取引解除の義務は削除 <p>エンフォースメントの緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU共通の民事責任規定、制裁金上限（少なくとも全世界売上の5%）、代表訴訟の規定を削除
EU Taxonomy	<p>一部報告の任意化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Opt-in制度の導入により、CSRD適用対象企業のうち、純売上高4億5,000万ユーロ未満の企業は報告が任意。Taxonomy適合を主張する場合でも、OpEx KPIの開示が任意に <p>報告の各種基準などの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNSH^{注1}基準や銀行向けGAR^{注2}の計算方法や基準の見直し。DNSHについては、パブコメを通じて基準改定を進行中
CBAM	<p>適用対象の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CBAM適用対象品目の輸入者のうち、50t/年未満の輸入者にはCBAM適用が免除 ・約18万2,000社の企業（主に中小企業）が対象外に <p>報告負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量計算の方法や、申告・認可に係る手続きの簡素化など

注1) 重大な悪影響を及ぼさない（Do No Significant Harm: DNSH）基準

注2) Green asset ratio

出所：PwC作成

図表18：オムニバス法案によるCSDDDの改正内容

		従来のCSDDDの要件	オムニバス法案での改正内容
DD実施	最速適用開始時期	2027年7月26日	2028年7月26日
	マッピング対象	自社および子会社ならびに自社の上流と下流（廃棄を除く）のビジネスパートナー  バリューチェーン全体（廃棄は除く）が対象	自社および子会社ならびに自社の上流と下流（廃棄を除く）のビジネスパートナー ※変更なし  バリューチェーン全体（廃棄は除く）が対象
	リスク評価対象	自社および子会社ならびに自社の上流と下流（廃棄を除く）のビジネスパートナー  バリューチェーン全体（廃棄は除く）が対象	自社および子会社ならびに自社の直接のビジネスパートナー ※但しリスクに関する信ぴょう性の高い情報を把握している場合は間接的なビジネスパートナーも対象  直接のビジネスパートナーが対象
	実施頻度	少なくとも12カ月に1度	少なくとも5年に1度 ※ただしリスクが発見された場合を除く
エンフォースメント	是正措置	不遵守サプライヤーとの取引関係の解除義務	取引関係の解除は義務ではない
	民事責任	EU共通の民事上の賠償責任	
	制裁金	違反者の世界売上高の5%以上を上限とする制裁金	削除（各国法に委ねる）
	代表訴訟	被害者に代わり労働組合などによる代表訴訟が可能	
	その他	気候変動に関する移行計画の策定・実施の義務	移行計画の実施は任意（策定は義務）

出所：PwC作成

おわりに

本資料で解説したように、CSDDDは直接適用される企業だけでなく、これらの企業を通じて、多くの日本企業に影響を与えることが予想されます。まずは、自社およびグループ会社に対する適用の是非と、適用開始の時期を確認することが最初のステップです。

そのうえで、タスク整理ののちに、方針の作成などや文書の整備などのガバナンス整備を進めることになります。デューデリジェンス体制やグリーバンスマカニズムの構築には、社内の意思決定を含め、多くの時間を費やすことが予想されます。また、高リスク分野については、上流サプライヤーの特定を進めておく必要もあり、これにも相当の時間を要するでしょう。CSDDDの適用時期は、早ければ2027年となる見込みですが、デューデリジェンスの対象の広さや影響を受ける部門の幅広さを考慮すれば、早期に取り組みを始める必要があります。取り組むべきタスクを洗い出し、ロードマップを作成するなど、計画的な体制づくりを進めることが肝要です。

なお、オムニバス法案は公表されたものの、今後、欧州委員会、欧州理事会および欧州議会の間で交渉(トリローグ)がなされ、法案が修正される可能性も十分に考えられます。トリローグの交渉の状況について、情報収集を進めるることも重要です。他方、オムニバス法案によっても指導原則に準拠した人権や環境に関する取り組みが求められることには変わりはなく、指導原則に準拠した体制整備を一貫して進めることは、引き続き重要です。



お問い合わせ先

PwC Japanグループ

<https://www.pwc.com/jp/ja/contact.html>



www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan有限責任監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびブローダーアシュアランスサービス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約12,700人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界149カ国に及ぶグローバルネットワークに370,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

発刊年月：2025年4月 管理番号：I202501-01

© 2025 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.